別表第一第百三号中「の許可」を「の登録」に、「許可件数」を「登録件数」に改め、同表第百四号中「の旧供給区域」を「の指定旧供給区域」に改め、同号㈡中「旧供給区域」を「指定旧供給区域」に改め、同号㈢中「第六条第二項第四号」を「第六条第二項第五号」に、「九万円」を「十五万円」に改め、同号㈤中「第二十七条の七第二項第四号」を「第二十七条の七第二項第五号」に、「九万円」を「十五万円」に改め、同号㈦中「第二十七条の三十一第一項」を「第二十七条の三十第一項」に改め、同号㈧中「、第五十二条第三項（登録安全管理審査機関の登録）」を削る。

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十六条　附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から第五号施行日の前日までの間に受ける附則第十六条第二項の規定による登録に係る前条の規定による改正前の登録免許税法別表第一第百一号の規定の適用については、同号中「ガス事業の許可、ガス小売事業の登録」と、同号㈠中「又は」とあるのは「若しくは」と、「除く。）とあるのは「除く。）又は電気事業法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第四十七号）附則第十六条第二項（ガス小売事業の登録等に関する経過措置）の登録」と、「許可件数」とあるのは「許可件数又は登録件数」とする。

（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第八十七条　液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第百四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「第二条第十項のガス事業及び同法第二十三条又は第二十四条の届出をして行う事業」を「第二条第二項のガス小売事業及び同条第五項の一般ガス導管事業」に改める。

第三十八条の四第三項第二号及び第四項中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

（電源開発促進税法の一部改正）

第八十八条　電源開発促進税法の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「次号イ」の下に「及び第十一条第二項」を加え、同条第三号イ中「いう。イにおいて同じ」を「いう」に改め、「小売電気事業及び」及び「、電気事業を営む他の者から当該他の者が維持し、及び運用する電線路により電気の供給を受けて小売電気事業として供給し、又は」を削り、「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める。

第九条第二項中「第十一条第一項（承継）」を「第十一条第一項に」に改める。

第十一条の見出しを「（申告義務の承継等）」に改め、同条中「第十一条第一項（承継）」を「第十一条（承継）」に改め、同条に次の一項を加える。

2　一般送配電事業者が営む電気事業の譲渡しがあり、又は一般送配電事業者について分割があつた場合において、事業承継法人等（当該電気事業を譲り受けた者若しくは当該分割により電気事業を承継した法人又は当該譲渡し若しくは分割の後も引き続き電気事業を営む者をいう。）が一般送配電事業者でないときは、当該譲渡し又は分割に係る販売電気については、当該事業承継法人等を一般送配電事業者とみなす。

（電源開発促進税法の一部改正に伴う経過措置）

第八十九条　施行日前に課した、又は課すべきであった電源開発促進税については、なお従前の例による。

2　施行日以後に料金の支払を受ける権利が確定される前条の規定（電源開発促進税法第二条第三号イの改正規定（「発電量調整供給」を「電力量調整供給」に改める部分を除く。）に限る。以下この条において同じ。）による改正前の同法第七条第一項第一号に規定する販売電気については、前条の規定による改正後の電源開発促進税法（以下この条において「新電源開発促進税法」という。）第七条第一項第一号に規定する販売電気とみなして、新電源開発促進税法の規定を適用する。

（石油コンビナート等災害防止法の一部改正）

第九十条　石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年法律第八十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二条第十項」を「第二条第十一項」に改める。

（大規模地震対策特別措置法等の一部改正）

第九十一条　次に掲げる法律の規定中「第三十条第一項（同法第三十七条の七第三項、第三十七条の八及び第三十七条の十」を「第二十四条第一項、第六十四条第一項（同法第八十四条」に改め、「含む。）」の下に「及び第九十七条第一項」を加える。

一　大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第八条第一項第四号

二　南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十四年法律第九十二号）第八条第一項第五号

三　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成十六年法律第二十七号）第八条第一項第四号

（特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律の一部改正）

第九十二条　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律（昭和五十四年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第四十条の二第一項」を「第百五十九条第一項」に改める。

第三条中「第四十条の四」を「第百六十二条」に改める。

（地価税法の一部改正）

第九十三条　地価税法（平成三年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第十六号中「第二条第二項」を「第二条第三項」に、「一般ガス事業者の同条第一項」を「ガス小売事業者の同条第二項」に、「一般ガス事業若しくは同条第四項」を「ガス小売事業、同条第六項」に、「簡易ガス事業者の同条第三項」を「一般ガス導管事業者の同条第五項」に、「簡易ガス事業に」を「一般ガス導管事業若しくは同条第十項に規定するガス製造事業者の同条第九項に規定するガス製造事業に」に改める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第九十四条　独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第二号中「第三十九条の十七第一項第八号」を「第百五十六条第一項第八号」に、「第四十七条第一項及び第三項」を「第百七十二条第一項及び第三項」に改める。

（武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律及び新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正）

第九十五条　次に掲げる法律の規定中「第二条第十一項」を「第二条第十二項」に改める。

一　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第百三十四条第一項

二　新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第五十二条第一項

（原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律の一部改正）

第九十六条　原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律（平成十七年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「相続又は合併」の下に「若しくは分割」を、「設立された法人」の下に「若しくは分割によりその使用済燃料を承継した法人」を加える。